

■ 交付要綱8（４）に掲げる事業（障害児施設等）

（1施設あたり）

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	77,988	
			標準	74,275	
		21人 ～ 40人	都市部	156,625	
			標準	149,167	
		41人 ～ 60人	都市部	261,122	
			標準	248,688	
		61人 ～ 80人	都市部	367,479	
	標準		349,980		
	81人 ～ 100人	都市部	472,866		
		標準	450,349		
	101人 ～ 120人	都市部	578,091		
		標準	550,563		
	121人以上	都市部	683,396		
		標準	650,854		
	訓練事業等整備加算			都市部	33,054
				標準	31,481
	大規模訓練設備等整備加算			都市部	108,861
			標準	103,678	
短期入所整備加算			都市部	8,970	
			標準	8,543	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	10,425	
			標準	9,929	
障害児相談支援整備加算			都市部	7,450	
			標準	7,096	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	4,961	
			標準	4,725	
小規模グループケア整備加算			都市部	16,000	
			標準	15,239	
避難スペース整備加算			都市部	28,771	
			標準	27,401	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	42,913	
			標準	40,870	
		21人 ～ 40人	都市部	86,394	
			標準	82,280	
		41人 ～ 60人	都市部	144,259	
			標準	137,390	
		61人 ～ 80人	都市部	202,690	
標準	193,039				
81人 ～ 100人	都市部	261,122			
	標準	248,688			
101人 ～ 120人	都市部	318,827			
	標準	303,645			
121人以上	都市部	377,420			
	標準	359,448			

	訓練事業等整備加算	都市部	33,054
		標準	31,480
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	108,861
		標準	103,678
	短期入所整備加算	都市部	8,970
		標準	8,543
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,425
		標準	9,929
	障害児相談支援整備加算	都市部	7,450
		標準	7,096
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,961
		標準	4,725
	避難スペース整備加算	都市部	28,771
		標準	27,401
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	21,496
		標準	20,473
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	7,450
		標準	7,096
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	4,961
		標準	4,725
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	28,771
		標準	27,401

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」  
(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。